

令和5年(健)第241号

令和6年3月29日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第3の2記載の原処分を取り消し、健康保険法(以下「法」という。)による療養費の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

本件は、両2, 3趾モートン病(以下「本件傷病」という。)の治療のためとして、両足底装具A-1アーチサポート(以下「本件装具」という。)の購入に要した費用について、療養費の支給を申請した請求人に対し、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)が、令和〇年〇月〇日付けで、本件装具は治療用装具とは認められないとして、療養費を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、本件傷病の治療のためとして、本件装具の購入に要した費用について、令和〇年〇月〇日(受付)、保険者組合に対し、療養費の支給を申請した。
- 2 保険者組合は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「治療用装具は、『疾病または負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲のもの』に限って療養費の支給を認めています。今回、上記傷病で治療用装具の申請をいただきましたが、受診状況等の確認や医療機関に症状照会を行い、総合的に判断させていただいた結果、治療遂行上、必要不可欠と認めることがで

きないため」として、本件装具に係る療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 法による療養の給付は、法第63条第3項の規定により、厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局において、いわゆる現物支給として行うことを原則としており、この療養の給付の補完的給付とされる現金給付としての療養費の支給については、法第87条第1項に「保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」と規定されていることから、現金給付としての療養費の支給は、療養の給付等の範囲のものに限られることになる。そして、この療養の給付等の範囲については、法第63条第1項に「被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。」と規定され、その第2号に「薬剤又は治療材料の支給」と規定されている。

また、療養費の支給対象となる治療用装具の範囲について、保険者は、従来、疾病又は負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲のものに限って療養費の支給を行ってきており、単に日常生活における利便性のためのものや、スポーツなどの一時的な使用目的、あるいは美容目的や予防目的で使用されるものについては支給の

対象とはされておらず、法第87条第1項にいう「困難であると認めるとき」及び「やむを得ないものと認めるとき」がいかなる場合であるかについては、保険者の合理的裁量による認定に委ねられているものと解されるところである。

- 2 本件の場合、保険者組合が、前記「事実」欄第3の2記載の理由により原処分をしたことに對し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、上記法令等に照らして、原処分が妥当であると認められるかどうかである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 (略)

- 2 上記1で認められた事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 疾病又は負傷の治療に関しては、療養の給付等（いわゆる現物支給）を原則とし、現金給付である療養費の支給は、療養の給付等で果たすことができない部分を補完するものとされ、保険者がやむを得ないと認めたときに支給するとされていることは前述したとおりである。

また、法第63条第1項第2号に規定されている「治療材料」とは、疾病又は負傷の治療遂行上必要な範囲のもの、いわゆる治療用装具に限られ、日常生活における利便性や職業上の必要によるもの、スポーツなどの一時的な使用目的、あるいは美容の目的で使用されるもの及び症状固定後装着したものは、支給の対象とならないとされている。そして、保険診療において、保険医が治療上必要であると認めて、治療用装具を業者に作らせて患者に装着させた場合には、患者が業者に対して支払った装具購入に要した費用について、その費用の限度内で療養費の支給を行うこととされている。

- (2) そこで、本件装具が、療養の給付等の範囲内のものと認められないかどうかについて検討する。

資料によれば、請求人は、傷病名を「モートン病」とし、作製装具名を「両側足底装具A-1アーチサポート」とし、療養を受けた医療機関を「a病院（医師はA医師）」とし、療養に要した費用を「〇円」として、療養費の支給を申請している。資料によれば、A医師は、令和〇年〇月〇日に本件傷病によるものとして装具装着（両足底装具A-1アーチサポート）の必要性を認め、令和〇年〇月〇日に装具装着の確認を行っている。そして、同日に請求人は〇円をb社に支払っていることが確認できる。

資料によれば、請求人は、装具の作製の経緯について、きっかけは医師の指示であるとし、装具作製において、一番最初に行ったところは医療機関で、主治医の指示によって作製し、装具のサイズ合わせについて、オーダーメイドで作製するために装具業者が型を取ったとし、主治医から装具の目的を足裏の前後左右のアーチ型を作ると説明されたとし、装具は初めて作製したとし、装具装着後の療養に当たっての医師からの指示や注意について、特に指示はされていないとし、受診頻度は月1回と回答している。

そして、資料によると、A医師は、治療用装具が必要であると認められた理由について「日常生活の利便性のため、または痛みの緩和、予防などのため」とし、治療遂行上必要不可欠である医学的所見は紹介先判断として、この点の医学的所見を明確にしておらず、装具装着により得られる治療効果は症状緩和と回答している。また、資料によると、B医師は、本件装具の作製をa病院に依頼した経緯は、足の指の痛みでa病院でモートン病と診断され、令和〇年〇月〇日にB医師に紹介受診のあった請求人に対して注射及び内服治療を行った上で、装具装着の必要性を認め、請求人がc病院の装具外来の受診が困難であったため、a病院に作

製を依頼したと回答している。

そうすると、本件装具は、痛み軽減による日常生活動作の改善や利便性向上のためのものと認めるのが相当であり、治療遂行を目的としたものとはいえないから、療養の給付等の範囲内のものと認めることは困難といわざるを得ない。

- (3) 以上のことから、原処分は妥当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁決する。